負担対象工事の指定について

港湾法（昭和２５年法律第２１８号。以下「法」という。）第４３条の５の規定に基づき、名古屋港管理組合が港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）を徴収するために定めた名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和５５年名古屋港管理組合条例第５号。以下「負担金条例」という。）により、平成２６年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事については、法の趣旨等を勘案し、次のとおり定めるものとする。

負担対象工事の指定について

工事の種類及び名称		負担区域	工事の内容	工事に要した費用 (A)
1	・港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事 ①中川運河（堀止）緑地護岸整備・用地造成工事 ②木場南広場改修工事 ③富浜緑地改修工事 ④新舞子マリンパーク駐車場整備工事	臨港地区	・緑地、広場、植栽、休憩所等の建設又は改良のための工事	千円 ２３３，６５９ ①２１８，６００ ②　４，５７０ ③　８，８３５ ④　１，６５４
2	・港湾環境整備施設の維持の工事	臨港地区	・除草、施肥、樹木補植、清掃、附属施設の修繕等緑地維持のための工事	２１５，８３４
3	・漂流物の除去その他清掃のための工事	臨港地区 及び 港湾区域	・漂流物の除去及び処理のための工事	２７，９８５
計				４７７，４７８

・　緑地整備箇所図のとおり

・　港湾環境整備施設の建設又は改良の工事に対する敷地面積の合計には、事業場予定面積２，８６８千㎡を含む。

負担割合 (B)	負担対象額 (A)×(B)＝(C)	負担区域内の事業場敷地面積の合計 (D)	負担対象事業者の事業場敷地面積の合計 (E)	負担金徴収予定額 (C)×(E)／(D)	１㎡当たりの負担金額
	千円	千㎡	千㎡	千円	円／㎡
１／１６ １／８ １／８ １／８	１５，５４５	３７，２２３	２６，５３４	１１，０８１	０．４２
１／２	１０７，９１７	３４，３５５	２６，５３４	８３，３５０	３．１４
１／２	１３，９９２	３７，３０５	３０，６９９	１１，５１４	０．３８
	１３７，４５４			１０５，９４５	３．９４